

岩手県医療局管理規程第13号

医療局企業職員日額旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月29日

岩手県医療局長 吉 田 陽 悦

医療局企業職員日額旅費規程の一部を改正する規程

医療局企業職員日額旅費規程（昭和49年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区 分				日 額	区 分				日 額
[略]					[略]				
能力開 発研修 及び専 門研修	宿泊 する 場合	公用の宿泊	清温荘	12,600円	能力開 発研修 及び専 門研修	宿泊 する 場合	公用の宿泊	清温荘	12,800円
		施設その他	[略]				施設その他	[略]	
		これに準ず る宿泊施設					これに準ず る宿泊施設		
	[略]					[略]			
[略]					[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

- 附 則
- この規程は、令和8年10月1日から施行する。
 - この規程による改正後の医療局企業職員日額旅費規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。